

令和 6 年 第 1 0 回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議 事 録

1. 開催日時 令和6年10月18日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち16名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち7名

1 番	遠藤良一委員	2 番	吉田典良委員	3 番	荻野右近委員
4 番	田村 茂委員	5 番	松本文子委員	6 番	吉田篤也委員
7 番	白岩良一委員	9 番	和田春信委員	10 番	柳沼政一委員
11 番	鹿又良司委員	12 番	土屋福一委員	13 番	菊地幸広委員
14 番	箭内正彦委員	15 番	宗像昭一委員	16 番	吉田清吉委員
19 番	佐藤伸夫委員				

②番	會田成美委員	⑤番	佐藤太巳治委員	⑥番	吉田勝行委員
⑩番	郡司英道委員	⑫番	佐久間耕栄委員	⑮番	松崎好克委員
⑰番	堀越広美委員				

4. 欠席委員 8 番 渡邊 元委員 17 番 小池あおい委員 18 番 渡邊慶幸委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	三 浦 栄 喜
総務係長	矢 内 敬
副主査	會 田 賢 治

6. 書 記

副主査	會 田 賢 治
-----	---------

7. 議事録署名人

1 番	遠 藤 良 一 委員
2 番	吉 田 典 良 委員

8. 提出案件

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について（県許可分）

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第 5 号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第 6 号 現況確認証明について

議案第 7 号 農地等利用最適化の推進施策に関する意見について

9. 会議の経過概要 （開会 午後 1 時 3 0 分）

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 ただいまより令和6年第10回田村市農業委員会総会を開会いたします。 会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。															
会 長	(会長あいさつ)															
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。															
議 長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。															
事務局	「議長、事務局」 本日、都合により欠席の届出がございましたのが、 8番 渡邊元 農業委員、17番 小池あおい 農業委員、18番 渡邊慶幸 農業委員であります。															
議 長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、16名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和6年田村市農業委員会第10回総会を開会いたします。 また、本日は農地利用最適化推進委員、7名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、 「1番 遠藤 良一 委員」、「2番 吉田 典良 委員」を指名いたします。															
議 長	ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、 <table><tr><td>議案第1号</td><td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td><td>12件</td></tr><tr><td>議案第2号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について(県許可分)</td><td>4件</td></tr><tr><td>議案第3号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)</td><td>8件</td></tr><tr><td>議案第4号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)</td><td>3件</td></tr><tr><td>議案第5号</td><td>田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について</td><td></td></tr></table>	議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	12件	議案第2号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について(県許可分)	4件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)	8件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)	3件	議案第5号	田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について	
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	12件														
議案第2号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について(県許可分)	4件														
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)	8件														
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)	3件														
議案第5号	田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について															

	議案第 6 号 現況確認証明について 議案第 7 号 農地等利用最適化の推進施策に関する意見について 以上、43 件であります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。 整理番号 1 番から 12 番について事務局説明願います。	14 件
事務局	「議長、事務局」（議案第 1 号について議案書により朗読及び内容説明。）	
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声） それでは、整理番号 1 番について、 2 番 吉田 典良 委員、ご報告をお願いいたします。	
2 番 委員	「議長、2 番」（吉田委員 報告） 2 番吉田です。整理番号 1 番についてご報告します。10 月 12 日の午前に、譲受人、譲受人のご子息、會田成美推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。譲渡人は、県外にお住まいで田村市には戻らないため、農地・住宅を譲受人へ譲ることによる今回の申請でありました。現地を確認した結果、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。	
議長	ありがとうございました。次に整理番号 2 番について、 6 番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。	
6 番 委員	「議長、6 番」（吉田委員 報告） 6 番吉田です。整理番号 2 番についてご報告します。10 月 17 日の午前に、被設定人、菅野美喜推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。設定人は体調をくずされたため農地の管理が難しく、被設定人が借受けるとのことでの申請でした。内容も申請通りであり、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。	
議長	ありがとうございました。次に整理番号 3 番から 5 番について、	

	9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委 員	「議長、9 番」(和田委員 報告) 9 番和田です。整理番号 3 番から 5 番についてご報告します。整理番号 3 番につきましては、1 0 月 1 1 日の午後に、譲渡人、譲受人、渡邊辰治推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請地は、休耕地ではありましたが、草刈り等されており、問題ないものと確認してまいりました。整理番号 4 番につきましては、1 0 月 1 0 日に、私一人で現地を確認してまいりました。休耕地ではありますが、農地として、所有権の移転をしても問題ないことを確認してまいりました。整理番号 5 番につきましては、1 0 月 1 1 日の午前に、渡辺行政書士と 2 名で現地を確認してまいりました。申請地は、宅地に隣接する変形地ではありますが、家庭菜園をしたいとのことでの申請であり、問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 6 番について、 1 1 番 鹿又 良司 委員、ご報告をお願いいたします。
1 1 番 委 員	「議長、1 1 番」(鹿又委員 報告) 1 1 番鹿又です。整理番号 6 番についてご報告します。1 0 月 1 1 日の午前に、譲受人、箭内倉貴推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。双方の親が口約束により、農地を交換しており、正式に登記を行い所有権の移転をするための申請でありました。申請地は、譲受人が耕作・管理等をされており、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 7 番について、 1 5 番 宗像 昭一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 5 番 委 員	「議長、1 5 番」(宗像委員 報告) 1 5 番宗像です。整理番号 7 番についてご報告します。1 0 月 1 1 日の午前に、譲渡人の旦那様、吉田辰男推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地は、譲受人が取得予定の住宅に隣接する農地であり、耕作に便利であることから所有権の移転をしたいとのことでの申請でありました。取得することでの周辺の農地への影響等もなく、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 8 番から 1 2 番についてご報告をいただくこととしていた、1 8 番 渡邊 慶幸 委員が欠席であり、事前に事務局に調査結果の報告がありましたので、代わって事務局より報告することにいたします。事務局報告をお願い致します。
事務局	「議長、事務局」(事務局報告) 整理番号 8 番から 1 2 番について、石井伝一推進委員より、事務局へ調査結果の報告がありましたので読み上げます。

	整理番号 8 番につきましては、10 月 10 日に譲渡人、譲受人へ電話にて確認しましたところ、譲渡人、譲受人は親子関係であり、ご子息様である譲受人が贈与を受けて農業経営に精進したいとのことでの申請でありました。何ら問題ないことを確認いたしました。整理番号 9 番につきましても 10 月 10 日に譲渡人、譲受人へ電話にて確認をしましたところ、譲渡人と譲受人は親族関係であり、譲渡人が農地を相続しましたが、譲渡人による耕作が難しいため、もともとの実家である譲受人世帯へ農地を返すという形で贈与したいとのことでの申請でありました。何ら問題ないことを確認いたしました。整理番号 10 番につきましては、譲受人がもともと 10 年ほど前から耕作して管理しており、譲渡人より正式に所有権を移転して管理等をお願いしたいとのことでの申請でありました。整理番号 11 番につきましては、譲渡人が嫁ぎ譲渡人の実家が空き家になったため、実家に隣接する今回の申請地の管理が難しく、申請地近くに住んでいる譲受人へ譲り、管理等をお願いしたいとのことでの申請でありました。整理番号 12 番につきましては、申請地は、整理番号 10 番の田んぼと一枚の田んぼとなっており、こちらも譲受人がもともと 10 年ほど前から耕作・管理しておりましたが、譲渡人より正式に所有権を移転して管理等をお願いしたいとのことでの申請でありました。皆様、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。 以上が石井伝一推進委員からの調査結果の報告であります。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。
議 長	(質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 1 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第 1 号は終了いたします。 「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について (県許可分)」を議題といたします。 整理番号 1 番から 4 番について事務局説明願います。

事務局	「議長、事務局」（議案第２号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。それでは整理番号１番について、 ９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９ 番 委 員	「議長、９番」（和田委員 報告） ９番和田です。整理番号１番についてご報告します。１０月１１日の午前に、石井測量事務所のご担当者、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。内容につきましては、当初の計画にあった事務所の建築を取りやめますが、資材置場・駐車場は計画通り進めるとのことで、問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号２番から４番について、 １４番 箭内 正彦 委員、ご報告をお願いいたします。
１４番 委 員	「議長、１４番」（箭内委員 報告） １４番箭内です。整理番号２番から４番についてご報告します。１０月１６日の午後に、整理番号２番の申請人、整理番号３番から４番の申請人の代理人、佐藤徳一推進委員と４名で現地を確認してまいりました。申請内容の通りであり、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第２号について異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第２号 農地法第５条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第２号は終了いたします。 「議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。

	整理番号 1 番から 8 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 3 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号 1 番について、 4 番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。
4 番 委 員	「議長、4 番」（田村委員報告） 4 番田村です。整理番号 1 番についてご報告します。10 月 9 日の午前に、被設定人の代理人、佐藤太巳治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。内容につきましては、申請内容の通りであり、問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 2 番から 6 番について、 9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委 員	「議長、9 番」（和田委員 報告） 9 番和田です。整理番号 2 番から 6 番についてご報告します。整理番号 2 番につきましては、10 月 17 日の午後に、被設定人の代理人であるご担当者、関根行政書士、渡邊辰治推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。送電線を配線するうえで、農地を資材置場等による一時転用にて利用するための申請でありました。何ら問題ないものと確認してまいりました。整理番号 3 番につきましては、10 月 11 日の午前に、小針事務所のご担当者、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。周辺の農地は申請地のみであり、雨水等の影響もなく、問題ないものと確認してまいりました。整理番号 4 番につきましては、10 月 16 日の午後に、大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。休耕地ではありますが、農地として、所有権の移転をしても問題ないことを確認してまいりました。整理番号 5 番につきましては、10 月 11 日の午前に、渡辺行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。家族が増えたため、駐車場として農地を転用するための申請でした。周辺の農地は申請地のみのため、周囲の農地への影響もなく、問題ないものと確認してまいりました。整理番号 6 番につきましては、10 月 16 日の午後に、大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。現地を確認したところ、申請地の周辺に農地はありますが、道路工事をして雨水等は流れないとのことでしたので問題ないものと確認してまいりました。以上です
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 7 番について、

	１１番 鹿又 良司 委員、ご報告をお願いいたします。
１１番 委 員	「議長、１１番」（鹿又委員 報告） １１番鹿又です。整理番号７番についてご報告します。１０月１１日の午前に、代理人であります渡辺行政書士、箭内倉貴推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、周囲の農地への影響はないことを確認してまいりました。申請地は既に資材置き場となっており、原子力発電所事故後に、事業再開のために資材置き場を探していたところ、申請の手順を踏まずに転用してしまっていたとのことで、今回、顛末書が提出されております。当時の原子力発電所事故の状況と、周囲の農地へ影響を与えていないことを踏まえ、やむを得ない申請と判断いたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号８番について、 １５番 宗像 昭一 委員、ご報告をお願いいたします。
１５番 委 員	「議長、１５番」（宗像委員 報告） １５番宗像です。整理番号８番についてご報告します。１０月１１日の午前に、被設定人の代理人、吉田辰男推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、田村市が発注した工事の仮設事務所・資材置き場等の一時転用のための申請でありました。申請地につきましては、雨水等は自然浸透や集積枿により道路へ流すため、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第３号について異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして、議案第３号は終了いたします。 次に、「議案第４号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。整理番号１番から３番について事務局説明願います。

事務局	「議長、事務局」（議案第４号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。
	ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 整理番号１番について、 ５番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
５ 番 委 員	「議長、５番」（松本委員 報告） ５番松本です。整理番号１番についてご報告します。１０月１１日の午前に、被設定人の代理人、工事請負会社のご担当者、吉田勝行推進委員と４名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、申請地のそばに農地がありますが、災害等起きないようにするとのことで話を伺い、内容も申請の通りであることを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号２番について、 ６番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。
６ 番 委 員	「議長、６番」（吉田委員 報告） ６番吉田です。整理番号２番についてご報告します。１０月１７日の午前に、設定人、被設定人の代理人、工事請負会社のご担当者、菅野美喜推進委員と４名で現地を確認してまいりました。太陽光パネルの設置による申請でありまして、現地は周囲が山で囲まれており、地形もそのまま利用するとのことでした。もともと採草放牧地であるため排水対策もされており、周囲に迷惑をかけない対策を講ずることと話を伺い、内容も申請の通りであることを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号３番について、 ９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９ 番 委 員	「議長、９番」（和田委員 報告） ９番和田です。整理番号３番についてご報告します。１０月１６日の午後に、大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。住宅の建築のための申請であり、申請地につきましては、雨水等はすべて水路へ流れる土地であるため、排水等の問題もないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声）

	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第４号について、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第４号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第４号は終了いたします。 次に、「議案第５号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第５号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第５号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第５号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 次に、「議案第６号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第６号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第６号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声）

	異議なしと認めます。 よって、「議案第 6 号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして議案第 6 号は終了いたします。 次に、「議案第 7 号 農地等利用最適化の推進施策に関する意見について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 7 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 質疑なしと認め、質疑を終結します。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第 7 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第 7 号 農地等利用最適化の推進施策に関する意見について」は、原案のとおり決定いたします。 これで、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議を賜りありがとうございました。 これをもちまして、令和 6 年田村市農業委員会第 1 0 回総会を閉会といたします。 閉 会 （ 1 4 時 5 0 分終了）

令和6年10月18日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人